

令和6年度教育課程について(届)

学校教育法施行規則第138条の規定に基づき、特別支援学級(自閉症・情緒障害)の教育課程を下記のとおりお届けします。

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

健康で明るい子(たくましい体としなやかな心)

◎よく考え進んで学習する子(予測する力・挑戦する力・振り返る力)

心豊かに助け合う子(感謝の心と利他的精神)

(2) 特別支援学級の教育目標

元氣よく体を動かし、にこやかに活動する子(最後までやり遂げる力・身辺自立する力)

◎すすんで学習する子(想像する力・挑戦する力・思考力・判断力・表現力)

違いを認め合い、協力する子(多様な物事を受け入れる心・助け合う心)

(3) 学校・学級の教育目標を達成するための基本方針

「皆で成長し 皆が幸せになる 未来志向 大山小学校」のスローガンのもと、アフターコロナにおける感染症拡大の防止を図り、創造的であらゆる事態に臨機応変に対応できる学校経営を行うとともに、本校に関わる全ての人々の英知を結集し、「オール大山」体制で、教育目標の実現を図っていく。

ア たくましい体としなやかな心を育むために

・日常的に運動に親しむ姿勢や健康の保持、体力の向上を目指して、運動を継続的に行おうとするとする態度を育む。

・基本的な生活習慣や食に関する指導を充実させて、身辺自立をする力を養う。

・家庭との連携を図りながら、学校外における生活においても自ら進んで運動しようとする積極的な態度を育成する。

イ 自ら学びを深める意欲と思考力・判断力・表現力を高めるために

・児童の実態把握を適切に行うことを通して、学習の習得状況を明確にするとともに、障がいの特性に応じた学習環境を整え、個に応じた学習形態を工夫し、基礎的・基本的な学力の定着を図る。

・体験的な活動や学ぶことへの楽しさを大切に学校、学年、学級を形成し、ユニバーサルデザインの考えに基づいた授業の構造化(視覚化・焦点化・共有化)やICT機器の効果的な活用を促進することで、各児童の持てる力を引き出すとともに、集中力を高め、苦手な分野の学習にも挑戦する姿勢の素地を養う。

・課題解決に向け、他者と協働してより良い考えを創造する姿勢を育むとともに、児童が自分で考えをもち、それを基に互いに話し合う言語活動を通して思考力・判断力・表現力を身に付けさせる。

ウ 感謝の心と利他的精神を育むために

・障がいの有無にかかわらず、全ての児童が可能な限り学びの場を共有するインクルーシブな教育環境の構築を目指し、合理的配慮に基づく指導の充実を図るとともに、組織的な支援を可能とする校内体制を構築して、特別支援教育の充実を図る。

・道徳教育や人権教育に基づく指導を中心に、児童が自他の生命や感謝の心、他の人に尽くすことへの喜びを大切に、健やかで人間性豊かに成長できるよう心の教育を推進する。

・個別指導計画に基づき、通常学級との交流や共同学習を通して、小集団から徐々に大集団へと移行する中で人と関わる楽しさを知ることを通して、コミュニケーション能力の向上を図る。

エ 保護者や地域及び関連機関と連携した教育の推進

・学校公開や学校ホームページ等を通して、保護者や地域に対して、にじいろ学級の教育活動への理解を啓発するとともに、学校評価等で集めた保護者や地域の意見を生かした学校経営を行う。

・各教科、外国語活動、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、立川市民科、特別活動等の指導は、通常の学級及び学年、教科毎の年間指導計画に基づき、児童一人一人の実態に応じた個別指導計画を作成し、基礎的・基本的な知識や技能の習得を図る。また、児童の実態に応じて通常学級との交流及び共同学習を積極的に推進する。

・児童の成長や保護者の願いを適切に把握するとともに、学校と家庭、SC、SSW、教育相談、就学前機関、医療等の関連機関や校内特別支援教室と指導内容や方法について情報や環境資源を共有することで、指導の充実を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動・外国語、総合的な学習の時間、特別活動、立川市民科 自立活動

ア 各教科

- ・自立活動の内容と相互に関連付けながら言語活動を活性化し、コミュニケーション能力の向上を図ることで自己理解を深め、自己選択及び自己決定の力や自分の考えや思いを発言する力を育てる。
- ・授業において、めあての提示、学習活動、まとめ等、学習の流れの可視化や構造化を図ることで児童が安心して分かりやすく学べる環境を構築し、児童が主体的に授業に取り組む態度を養う。
- ・一人一人の特性に見合った学びを推進し、集中力の持続や苦手な授業にも取り組む態度を育成するために、タブレット端末（ICT機器）を活用した個別最適な学習を推進するとともに、家庭との緊密な連携を通して、家庭学習の充実を図る。
- ・教育活動全体を通じた言語活動の推進により、コミュニケーション能力の育成を図り、自分の思いや考えを自発的に発言できる児童を育成する。
- ・体力テストの結果分析に基づき、体育科の指導の改善や体力向上旬間を計画的に実施し、運動技能の向上や体力の保持増進、健康の維持を図ろうとする姿勢を養う。

イ 特別の教科 道徳

- ・「特別の教科 道徳」においては、児童が多様な問題について、より自分の問題としてよく考え、更に自分の考えを深めていくために、意見交流や体験する活動を取り入れた年間指導計画や評価計画の作成を推進する。
- ・「特別の教科 道徳」の時間や青少年赤十字活動を核とした体験的な活動で培った道徳的価値を日常生活で活かす道徳的実践力を高めていく。
- ・道徳授業地区公開講座では、保護者と児童が人としてよりよく生きるという意味や命の尊さについて話し合える機会を設定するとともに、保護者や地域と連携して、児童が道徳的実践を行えるような場面を意図的・計画的に設定する。

ウ 外国語活動・外国語

- ・全ての児童が楽しみながら学ぶことで、英語に対する興味・関心を高めさせるとともに、コミュニケーション能力の素地を育成していく体験的な活動を意図的に設定する。
- ・英語推進教師を中心に、ALTとの連携を図り、活動のねらいを明確にするとともに、コミュニケーションの場を多く盛り込んだ活動が多く展開できるようにする。

エ 総合的な学習の時間

- ・各教科で身に付けた知識等に基づき、問題解決や探究活動に主体的に取り組ませるとともに、自ら学び、考え、主体的に行動できる力を育む。
- ・学校や地域に存在する特色ある自然環境や地域人材、青少年赤十字活動を計画的に活用し、児童が積極的に地域に関わったり、貢献したりできる活動を展開し、学校や地域を愛する心を育てる。

オ 特別活動

- ・学級活動や児童会活動・クラブ活動においては、児童のやる気や自主性を大切にし、自己有用感を養うことを通して、自らの学校生活をより豊かにしようとする態度を育てる。
- ・たてわり班活動、全校遠足等の異学年の児童と活動を共にする取組により、集団の一員としての自覚をもち、豊かに関わる力を実践的に高め、思いやりの心をもって協力しようとする児童を育てる。
- ・全校の取組の「あいさつ運動」「一円玉募金」「ペットボトルキャップ回収」等の活動では、児童自らが主体的活動を行う楽しさや心地よさを味わえるようにする。

カ 立川市民科

- ・地域を教材とした課題を設定し、その解決に向けて体験や交流を中心とした学習活動を推進する。
- ・地域・社会のためにできることを考えさせ、それを伝えたり行動に移したりできるような「社会参画」「社会貢献」の意識や態度を育む。
- ・立川シビックプライドや救急救命講習等の活動を通して、立川市を愛する気持ちを育てる。

キ 自立活動

- ・障がいによる学習及び生活上の困難を自ら改善・克服していくために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを通して、心身の調和的発達の基盤を培う。
- ・学習活動の流れの視覚提示、目的に応じた場の設定などの構造化、絵カード等の視覚的な支援などを通して、自分の気持ちを伝える手段を身に付けられるようにすることで、心理的な安定が図れるようにする。
- ・人に対する基本的な信頼感を育成し、他者の意図や感情を理解する力を育んだり、自分の得意なことや不得意なこと、自分自身の行動の特徴を理解したりすることでメタ認知力を育み、集団の中で状況に応じた行動が取れるようにする。
- ・周囲の状況を把握し、自身に合った対処の方法を身に付けられるような指導を行い、的確な判断や行動ができるようにする。
- ・日常生活や作業に必要な基本的動作を習得し、姿勢保持等、生活の中で適切な動きができるようにする。

(2) 生活指導

- ・姿勢、挨拶、笑い、整頓の「しあわせの風」運動を全校で進めるとともに、児童が健やかな学校生活を送れるよう、各自の課題に応じてきめ細やかな指導を行う。
- ・立川市子どものいじめ防止条例及び大山小いじめ防止対策基本方針に基づき、週2回の生活指導打合せや学校いじめ対策委員会の実施、児童情報のデータベース化、いじめアンケートの活用によって、確実に情報の共有化を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図れるよう組織的に対応にする。併せて、生命尊重の意識を育み、自殺防止にも取り組む。また、不登校児童出さないよう、不登校要因を改善し、全ての教員の目で全ての児童を見守る体制づくりを推進する。
- ・集団生活を通して、学校生活で守るべきルールや友達との遊び方を学ぶことを通して、好ましい人間関係の在り方を身に付ける。
- ・最後まで物事をやり遂げる意思と責任感を育てるために、一人一役の係の仕事や当番活動を積極的に取り組む。
- ・スクールカウンセラー、巡回心理士、子ども家庭支援センター、児童相談所、民生委員、保育園、幼稚園、警察、医療機関等、関係諸機関との連携を密にし、児童の健全育成を推進する。
- ・児童の障がいや特性に配慮した危機管理体制を整えるとともに、セーフティ教室や薬物乱用防止教室に参加することで、児童の防災意識や危機回避能力を高めていく。

(3) キャリア教育

- ・全教育活動において、一人ひとりの個性や適性を把握し、自らがよりよい生き方を選択し自己実現が図れるよう、生き方や進路にかかわる教育内容の充実を図る。
- ・社会で活躍する外部人材の招聘によるキャリア教育などを通して、児童が主体的に進路を選択する能力を養い、自己実現を求める態度を育成する。
- ・目的意識や成就感、達成感を大切にした指導、個々の特性に応じた指導を進め、一人ひとりが自分の長所や得意分野を自覚する等、将来の進学や就労を視野に入れた進路指導を行う。

3 教育目標達成のための特色ある教育活動

(1) 特色ある教育活動

- ・教職員の協力体制を構築し、指導方針を共通理解して指導にあたる。
- ・各教科、特別の教科 道徳、特別活動、学校行事等において、各児童の発達段階や特性の状況に応じて、保護者と合意形成をした上で、通常学級との交流や共同学習を計画的に実施する。
- ・年度当初において特別支援学級担任が通常の学級において障害理解特別授業を実施し、児童が互いを理解するための機会を設ける。
- ・個別指導計画に基づき、一人一人の児童の能力や障がいの状態に応じた配慮や支援を行うために、ICTの積極的な活用等、指導方法や環境を工夫する。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した教室づくりを進めるために、校内研修で共通理解を図ることを通して、児童が落ち着いた気持ちで学校生活を送れるよう、校内で一丸となって教育環境を整備する。
- ・特別支援学級の授業公開を校内研修の場として設定することで、教職員に対する特別支援教育の理解を促進する。

(2) その他配慮事項

- ・児童本人と保護者の願いや教育的ニーズを的確に把握し、常に共通理解を図りながら学校生活支援シート・個別指導計画を作成し、教育委員会や関係諸機関との連携を図りながら、児童の発達段階やそれぞれの特性に応じた指導や支援を展開する。
- ・児童の発達段階や特性を考慮しながら、児童が楽しく安心して学びを深められるような柔軟な授業形態やユニバーサルデザインの考え方（視覚化・焦点化・共有化）に基づいた指導方法で教員が指導できるよう、全教員で共通理解を図る。
- ・生活指導・特別支援部を中心に、毎週1回特別支援打合せを設定することで、自閉症・情緒障害特別支援学級の児童の状況について、全教職員で共通理解を徹底するとともに、全教職員で自閉症・情緒障害特別支援学級の児童を見守り育てていく体制と職場風土を構築する。
- ・校内研修において、教職員全体の特別支援教育に対する見識と理解を高めていく取組を行う。
- ・ケース会議を毎月定期開催し、児童の状況を細かく把握するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談、巡回指導、学校支援員等との連携を緊密に行うとともに、常に組織的な支援体制がとれるよう、全教職員の意識を高めていく。